

改正パートタイム労働法*の概要

(*「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)

少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進等を図る。

就業形態の多様化の進展に対応した共通の職場ルールの確立

1 労働条件の文書交付・説明義務

労働条件を明示した文書の交付等の義務化(過料あり)等

2 均衡のとれた待遇の確保の促進(働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールの整備)


- (1)すべてのパート労働者を対象に、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務化等
- (2)特に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対しては、差別的取扱いの禁止

3 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者への転換を推進するための措置を義務化

4 苦情処理・紛争解決援助

- (1)苦情を自主的に解決するよう努力義務化
- (2)行政型ADR(調停等)の整備



公正な待遇の実現
労働生産性の上昇

施行期日 平成20年4月1日施行

均衡待遇・正社員化推進プランナー(仮称)による事業主支援

均衡待遇・正社員化推進プランナー
○各都道府県労働局雇用均等室に配置する、雇用管理の専門家。
○企業を訪問し、改正パートタイム労働法に沿った均衡待遇の確保や正社員転換の推進について、各企業の実態に沿ったアドバイス等を行う。

パートタイム労働者の均衡待遇の確保や正社員転換の推進に課題を抱えている企業

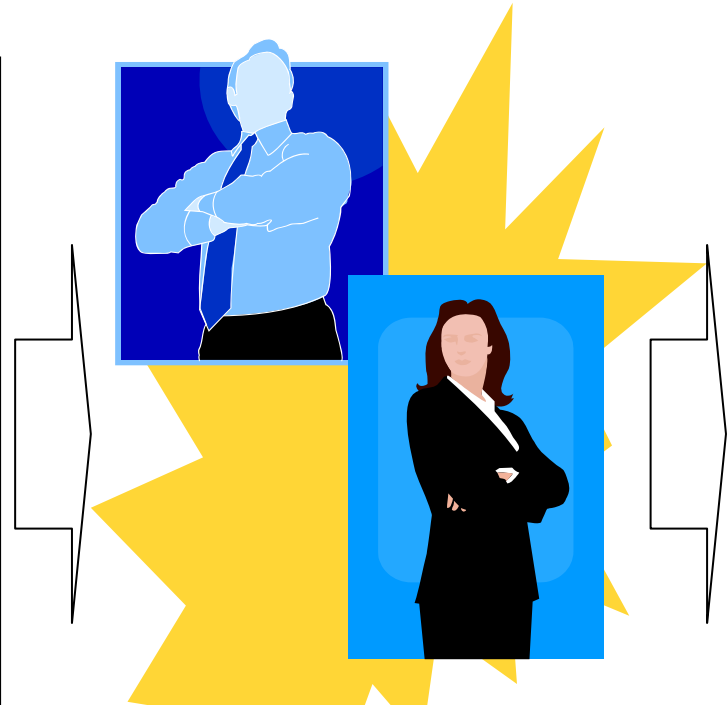


正社員転換といってもどのよう
にすればよいの
だろう...



(人事担当者)

...そうだ
労働局のプランナー
に来てもらおう!



**都道府県労働局の
均衡待遇・正社員化推進プランナー
が適切なアドバイスを行います**



労働者の貢献意欲が
高まり、企業における
生産性が向上



収集した好事例を
他企業に情報提供

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

事業主向け

○概要

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などの均衡待遇に向けた取組に努める事業主を支援する助成金です。

○申請ができる事業主

労働保険適用事業主

○支給メニューと支給額

支給対象メニュー	支給額	
	第1回目	第2回目(※)
① 正社員と共通の処遇制度の導入	25万円	25万円
② パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入	15万円	15万円
③ 正社員への転換制度の導入	15万円	15万円
④ 短時間正社員制度の導入	15万円	15万円
⑤ 教育訓練制度の導入	15万円	15万円
⑥ 健康診断制度の導入	15万円	15万円

※ 中小企業事業主には、第2回目の支給額を10万円増額

事業主団体向け

中小企業事業主団体が、構成事業主に対し、中小企業診断士等による個別指導等の均衡待遇に関する制度導入のための支援事業を2年間に渡り実施した場合、各年度に目標達成度合い等に応じ1,000万円を上限に助成する。